

権利擁護支援ネットワーク

ニュースレター

<http://kitamishakyo.jp/>

2021年(令和3年)

9月15日

No.10

1. 北見地域における中核機関設置に向けた取り組み①

平成28年5月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」において、市町村は「成年後見制度利用促進基本計画」を勘案し、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策について基本的な計画を定めるよう努めるとともに、中核となる機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めることとされました。

この流れに沿って、北見市では、「北見地域定住自立圏共生ビジョン」や「第8期北見市高齢者保健福祉計画・北見市介護保険事業計画」において「権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の整備等」を掲げ、現在、成年後見制度利用促進にかかる中核機関の設置に向けた協議を進めています。

現時点の協議では、令和4年4月に北見市成年後見支援センターを中核機関として位置付けるとともに、まずは北見市、置戸町、訓子府町により広域連携を進めることとしています。

➤ 掲載内容

- 1 北見市における中核機関設置に向けた取り組み①
 - 2 「専門職後見人および専門職能団体等に関する実態調査」集約結果
 - 3 第6期 市民後見人養成研修開講
- ★トピックス★
成年後見制度申立てに必要な費用について

これらの内容は、北見市ホームページでご覧いただけます



▲令和4年度からの広域連携を予定している北見市・訓子府町・置戸町による第1回協議

取り組みのポイント

○既存ネットワークの再定義

○権利擁護支援の地域連携ネットワーク構築

中核機関に求められる様々な機能の大部分を北見市成年後見支援センターがすでに有していることから、新たに中核機関を設置することなく、既存のセンターを中核機関として位置づけることにより体制整備を行う

○北見地域定住自立圏形成協定を基盤とした

成年後見制度に関する業務の段階的な広域化

それぞれの市町が有する既存体制を踏まえつつ、適切な役割分担を図ったうえで北見市を中心とした事業連携を進める

北見市成年後見支援センター相談件数推移
(新規・継続含む) (H28~R2)

	H28	H29	H30	R1	R2	合計
合計	1,006	881	1,006	1,713	2,524	7,130

市長申立件数の推移 (H28~R2)

	H28	H29	H30	R1	R2	合計
後見類型	12	10	6	8	14	50
保佐類型	1	2	0	3	7	13
補助類型	0	0	0	0	2	2
却下	0	0	0	0	0	0
年度合計	13	12	6	11	23	65

今後のスケジュール

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
中核機関		中核機関の設置	
広域連携 (訓子府町・置戸町)	協議	広域連携	

中核機関及び地域連携ネットワークが担う4つの機能

- ① 広報機能
- ② 相談機能
- ③ 制度利用促進機能
(受任者調整、
担い手の育成・活動の促進)
- ④ 後見人支援機能

Q&A 中核機関って何??



「権利擁護支援における地域連携ネットワークの中核となる機関」のこと。地域における連携・対応強化の推進役として、専門的助言等の確保や、家庭裁判所とのさらなる連携、協議会等の事務局運営等、北見地域の権利擁護支援に関するコーディネートをを行います。

2. 「専門職後見人および専門職能団体等に関する実態調査」集約結果

北見市成年後見支援センターでは、北見市における成年後見制度の利用促進に向けて、当該制度に関わりのある職能団体・法人および専門職後見人を行う後見活動の現状や課題等を把握し、具体的な取り組みに向けた基礎資料とすることを目的とした「専門職後見人および専門職能団体等に関する実態調査」を、令和2年12月7日（月）から12月25日（金）の期間で実施しました。

調査結果 PICK UP

成年後見人等を受任することが難しいと考える被後見人等の主たる生活の場所

	(複数回答)					
	弁護士	司法書士	社会福祉士	行政書士	夢ふうせん	北見市社協
a 在宅 (自宅や親族の居所等のみ。グループホーム等は除く)	9	1	1	5	2	0
b 病院	2	0	0	2	0	0
c 施設入所	2	0	0	2	0	0
d その他	1	0	0	1	0	0
e 特になし	21	4	0	12	3	1
合計	35	5	1	22	5	1

この設問からは、専門職や団体によって対応できる状況にばらつきがあり、特に在宅への支援体制が乏しい傾向にあることがわかりました。今後、専門職や団体の現状や課題をさらに把握するとともに、どのように専門職同士がフォローし合うのか等について、運営委員会により協議を進めることとしています。

3. 第6期 市民後見人養成研修が開講しました

第6期となる市民後見人養成研修が8月26日（木）にスタートしました。今年度は19名の方が受講され、成年後見制度の理念や市民後見人の役割と倫理、財産法・家族法の基礎、また、対人援助の基礎、裁判所見学など、市民後見人として活動するために必要な知識等を全11日間にわたる研修プログラムで学びます。

なお、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発令に伴い、第2講からは日程や方法を変更して開催を予定しています。



▲初日の講義の様子

日程	研修内容	講師
8/26	市民後見概論	東京大学 特任専門職員
11/1	任意後見制度 成年後見概論	公証役場公証人 弁護士
11/4	地域実習Ⅰ 後見制度の実務	主任家庭裁判所書記官 行政書士
11/8	家族法の基礎 財産法の基礎	弁護士 司法書士
11/11	地域福祉Ⅰ 関係制度Ⅰ	北見市職員 北見市職員
11/15	関係制度Ⅱ・Ⅲ	北見市職員
11/18	地域福祉Ⅱ 対象者の理解Ⅰ	社会福祉士 看護師
11/25	対象者の理解Ⅱ 対象者の理解Ⅲ	社会福祉士 精神保健福祉士
11/29	権利擁護の理念 対人援助の基礎	社会福祉士 精神保健福祉士
12/2	地域福祉Ⅲ・Ⅳ 後見活動の実際	社会福祉協議会職員 市民後見人
12/6	市民後見活動への期待	成年後見支援センター長

調査対象機関

釧路弁護士会
 公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート釧路支部
 公益社団法人 北海道社会福祉士会 オホーツク地区支部
 一般社団法人 北海道成年後見支援センター (行政書士会)
 一般社団法人 法人後見センター夢ふうせん (法人後見)
 社会福祉法人 北見市社会福祉協議会 (市民参加型法人後見)

配布数 36 / 回収数 30 / 回収率 83.33%

～大変お忙しい中調査にご協力いただいた専門職能団体および法人の皆様には、心より感謝を申し上げます～



★トピックス★ 成年後見制度の申立てに必要な費用について

成年後見制度を利用するための「後見（保佐・補助）開始の審判の申立て」には費用がかかります。おおまかな費用は下の図のとおりです。※なお、収入・資産の状況により費用助成を受けられる場合があります。

	後見	保佐	補助
申立手数料 (収入印紙)	800円	800円※1	800円※1
登記手数料 (収入印紙)	2,600円	2,600円	2,600円
その他	戸籍謄本、登記事項証明書、診断書など申立てに必要な書類を入手するための費用、連絡用の郵便切手、鑑定料※2		

※1 保佐類型で代理権付与、または補助類型で代理権付与、同意権付与の申立てを行う場合は、申立てごとに別途800円が必要です

※2 申立て後、裁判官が必要と判断した時には本人の判断能力の程度を医学的に確認するために、医師による鑑定を行うことがあり、鑑定料は個々の事案によって異なります

